明太祖六諭の傳承について

曾我部靜雄

一　明初の里甲制度一般

明では國家行政機關の末端組織として里甲制度が行はれた。これは稅役を賦課する目的から行はれたもので、稅役負担の能力ある戶百十家を以て一里とし、その中で丁男數も多く納糧額も多いもの十戶を以て里長戶として百十戶の中から除き、殘りの百戶を十の甲に分つのである。里長には里長戶が一年交代で就任して十年で一巡し、又各甲には甲首が各甲の中から選ばれた。この里長の任務は、一里內の各甲首を率ゐて稅役を催課したり、それ以外の一般の公務を処理するのであつて、里甲に於ける役員の根幹をなすものであつた。この里甲制度及びこれが役員である里長甲首制度は、明末まで存續して變る所がなかつたが、彼等が取扱ふ稅役の種類とか、その賦課の方法には、幾多の變遷があつた。

この里長甲首の外に、所によつては別に糧長が設けられて催糧と漕運とに從ひ、又一般に里甲老人と木鐸老人とが設けられてゐた。この兩老人は主として里甲內の教化防犯方面の事務を擔當してゐた。

以上が明初に於ける里甲制度の大要である。

二　明初の防犯教化機關

明初の里甲に於ける防犯教化の機關として、先づ第一に擧ぐべきは鄉飲酒の禮である。この禮制は儀禮の鄉飲酒禮篇に見えてゐるが、しかしこれは式場の設備とか、又儀式の役員や儀式の次第などを詳述してゐるに過ぎず、何のた

めにかかる禮を行ふかについては少しも述べてゐない。ただこの篇に對する後漢の鄭玄の註によると、周代には鄉（一萬二千五百家）に於いては、三年目ごとにその鄉內の賢者能者を天子や諸侯に薦めるが、その推薦に際しては鄉大夫が主人となつて、これ等被推薦者のために宴を儁すのであり、その宴のことを鄉飲酒と稱すと說明してゐる。

この說明によると、儀禮に於けるこの禮は、貢士制度、即ち選擧制度に於ける一行事に過ぎず、鄭玄のこの所の註にも、「この篇には齒位を正すのことなし」と述べてゐる。後世の選擧制度の鄉飲酒の禮は、これより起るのであつた。然るに周禮地官司徒篇の黨正の職掌には、

黨正は各その黨（五百家）の政令敎治を掌り、四時の孟月吉日に及つては、則ち民を屬めて邦法を讀み、以てこれを糾戒す。春秋の祭禜も亦かくの如し。國が鬼神を索めて祭祀すれば、則ち禮を以て民を屬め、序に飲酒して以て齒位を正す。（下略）

とあつて、五百家から成つてゐる黨では、黨の長である黨正が、四季の初めの月である正月・四月・七月・十月の吉日や、春秋の祭禮の節には、民衆を集めて國法を讀み聽かせて、これを糾戒したり、或は又毎年十二月に行はれる鬼神をもとめて祭祀する蜡祭の時には、民衆を學校に集めて飲酒し、以て齒位を正すことを行つたとある。後世の長幼の序を正すための鄉飲酒の禮は、實に周禮のこの屬民讀法と、蜡祭に於ける齒位を正す飲酒の禮とからなり、鄉村に於ける防犯敎化の行事となるのであつた。

明では太祖洪武五年（一三七二）四月戊戌に、この長幼の序を正すための鄉飲酒の禮制が發布された。これについては太祖洪武實錄卷七十三に詳しく述べられてゐるが、更に詳しくは明の光宗の時に官修されたる禮部志稿卷二十四[1]に載せられてゐる。明の鄉飲酒の禮の性格は、實錄には、

上（太祖）は海內が晏安せるを以て、民俗を化して以て古に復せんと思ひ、乃ち有司に詔して鄉飲を擧行せしむ。ここにおいて禮部は奏して儀禮及び唐宋の制を取り、又周官の屬民讀法の旨を采つて、その儀を參定す。

と言ひ、又禮部志稿には、

洪武の初、中書省に詔して、鄉飲酒の禮の條式を詳定せしめ、民をして歲時の燕會には、禮を習ひ律を讀み、朝廷の法を申明し、長幼の節を敦敍するを期せしめ、遂に

定制となせりと云ふ。

とある如く、周[2]禮の制度に從つての鄉村に於ける秩序節義の奬勵と、國法の理解普及とを計る行事であつた。京師及び直隸の府州縣では、每年正月及び十月の兩回に、學校に於いて有司及び學官が士大夫の老者を率ゐて行ひ、それ以外の各省の府州縣でも亦、これに倣つて行つた。その民間の里社に於いては、四季に百家を以て一會をつくり、糧長或は里長が主催者となつて、百家內の最年長者を正賓とし、他は年齡の順で座を與へ、前科者は末席に置いてから宴を開き、律令を讀んで出席者の心構へを新にするのであつた。實錄のこの所にある臣下の上奏にも、「此のごとくすれば、衆は皆警める所を知つて、法を犯さず」と述べてゐる如く、秩序維持・犯罪防止の目的手段として、明朝ではこの禮を行つた。周禮でも屬民讀法のことは、黨（五百家）だけのことではなく、その上の州（二千五百家）でも、又その下の族（百家）でも催される行事としてゐるが、明の鄉飲酒の禮も亦、府州縣とその下の里社とで別々に行ふことになつてゐた。尙ほ明では、初めは律令のみを讀むのであつたが、大誥三編が出來てからは、これも併せて讀むやうになつた。

律令を普及せしめ、民衆に修身處世訓を敎へることは、鄉村の學校でも行はれた。これより先、勸農を目的として五十戶を以て一社なる行政單位をつくることは、元[3]朝の時から行はれたが、これが明朝に繼承され、里甲制が新に施かれても、社は別に地緣團體として存續した。この各社に洪[4]武八年（一三七五）正月から社學が設けられて民間の子弟を敎育することになつたが、この學校の修身訓として、洪[5]武二十年（一三八七）閏六月には太祖自から大誥三編を製して頒布し、律令と共に誦讀せしめるやうにした。

この學校の修身訓大誥三編の外に、太祖は又一般人の修身敎化の掟をつくつて洪[6]武三十一年（一三九八）三月に頒布した。これが敎民榜文と稱せられるものであつて、全文四十一ケ条から成つてゐた。禮部志稿卷九十八に見える黃俊の「孝慈錄を頒つて講讀せしめんことを請ふ」の上言にも、「我が聖祖は、敎民榜文をつくつて天下の閭里に頒布し、大誥三編を御製して天下の學校に頒布せり。蓋し即ち周官の所謂る政令敎治の法なり」とあるは、兩者の講讀層の區別を明にしたものである。而もこの敎民榜文の中には、

社學や鄉飲酒の禮の組織や方法を定めてある外に、里甲老人と木鐸老人の制度も見えてゐる。しかし兩老人共にこの時を以て初めて設けられたのではなく、前々から既に設けられてゐたものを、この掟の中にまとめ入れたに過ぎないのである。

里甲老人の制度は太祖洪武二十七年（一三九四）三月壬午に確立し、民間の老人で有德公正なる者を選んで里甲內の小さい訴訟事件を裁かしめたものであるが、[7] 同三十年九月辛亥からは、勸農や相互扶助の世話までもさせるやうになつた。この老人が裁判をなす所は、里甲內に建てられてゐた申明亭であつて、この亭には教民榜文などの諸法規が掲げられてゐた外に、犯罪者の性名も掲示してあつて、專ら懲惡のための亭であつた。これに對して旌善亭なる建物もあつて、ここは專ら善政者善行者を表旌して、善をすゝめるために使用されてゐた。東洋史研究第十一卷第五・六號所載小畑龍雄氏の「明代鄉村の教化と裁判」は、この申明旌善兩亭の組織機能などを詳述したものである。[8]

里甲老人が出來てから三年後の洪武三十年（一三九七）九月辛亥には、木鐸老人が設けられた。[9] 木鐸とは木の舌をつけた大鈴であつて、既に周禮の小宰の職や、僞古文尙書の胤征篇や、漢書の食貨志などに見え、新令を宣布したり、民情を視察する時などに、これを行人が振り鳴して民間に入つてそれをなしたと傳へられてゐるが、明代に於いても、里內の老人か、殘疾者か、或は瞽者が、每月六回、木鐸をならして太祖が製した六諭である「孝順父母、尊敬長上、和睦鄉里、教訓子孫、各安生理、毋作非爲、」を唱へながら、里內を巡るのであつた。[10]

以上が明初の太祖時代に設けられた鄉村に於ける教化防犯機關の全体である。從つて六諭も太祖が教化防犯の目的で作つた聖訓に他ならない。[11]

註

① この書の史料的價値については、史林一ノ一に故內藤湖南先生が詳述されてゐる。

② 屬民讀法や飲酒正序のことは、周禮地官司徒篇の州長・黨正・族師の各職掌に見えてゐる。今左にそれを揭げよう。

a 州長各掌其州之敎治政令之法、正月之吉、各屬其州之民而讀法、以攻其德行道藝而勸之、以糾其過惡而戒之、若以歲時祭祀州社、則屬其民而讀法、亦如之、（中略）正歲則讀敎法如初、

b 黨正各掌其黨之政令敎治、及四時之孟月吉日、則屬民而

讀邦法、以糾戒之、春秋祭禜、亦如之、國索鬼神而祭祀、則以禮屬民、而飲酒于序、以正齒位、（中略）正歲屬民讀法、而書其德行道藝、以歲時涖校比、

c　族師各掌其族之戒令政事、月吉則屬民而讀邦法、書其孝弟睦婣有學者、春秋祭酺、亦如之、

③ 元の社制については、元史卷九十三食貨志や、元典章卷二十三を始めとして同書には、他の卷にも多く見えてゐる。

④ 太祖洪武實錄卷九十六、禮部志稿卷二十四。

⑤ 洪武實錄卷百八十二、禮部志稿卷一及び卷二十四。

⑥ 敎民榜文は皇明制書卷九に洪武三十一年三月に發布されたと述べてゐる。しかしその前身とも言ふべき敎民榜や老人手榜と稱するものが既にあつたことは、東洋史研究第十一卷第五・六號所載小畑龍雄氏論文「明代鄉村の敎化と裁判」に述べられてゐる。

⑦ 洪武實錄卷二百三十二。

⑧ 洪武實錄卷二百五十五。

⑨ 禮部志稿卷六十六榜令の項を見られたし。尙ほ兩亭も里甲老人制度確立以前から既に設けられてゐた。前記小畑龍雄氏「明代鄉村の敎化と裁判」によれば、建國當初からあつたやうである。又律令を亭傳に揭げて衆に知らしめることは、晉などでも行はれた。資治通鑑卷七十九、晉武帝泰始四年正月の條を參照されたし。

⑩ 洪武實錄卷二百五十五、皇明制書卷九、大學衍義補卷十八。

⑪ この明太祖の六諭は、我が國では六諭衍義の和解をなした室鳩巢以來、清朝の順治帝か或は康熙帝の作と思惟されてゐた。それを明太祖の作たるを明にしたのは白鳥博士還曆記念東洋史論叢所載の和田清博士論文「明太祖の敎育勅語について」である。

三　防犯敎化諸機關の弛廢

太祖が設けたかかる諸制度も、太祖その人の時から既に弛廢がちであつた。朱國禎の皇明大訓卷九（呂本の太祖寶訓卷四）には、

洪武二十三年十一月己丑朔、人の上書して善惡を申明し、天下を勸懲せんことを言ふ有り。上（太祖）はこれを覽て廷臣に示して曰く、善を好み惡を惡むは、人の常情なり。彼の上書する者の言は、これ亦政をなすの道を知れるなり。それ善を旌さば善人は勸み、惡を懲さば惡人はやまん。朕はさきに天下をして申明・旌善亭を立てしめたるは、正にこれがためなり。數年以來、有司は奉行を謹まずして、廢弛して甚しく勸懲の意を失はしむるを致す。今、言者は深く朕の心に合せり。宜しく再び申明して、天下をして遵守せしめよ。

と言へるは、太祖自からが弛廢の事實を認めてゐるのであ

る。このやうに初めから、具文的傾向があつたから、太祖以後は尙更弛廢しがちであつて、時には爲政者が気づいて復活振興することがあるが、それも一時的で長くは續かなかつた。禮部志稿卷二、遵制之訓には第三代成祖が永樂元年（一四〇三）二月丁未に、禮部の諸臣に下したこれについての諭告が載せられてゐるが、それには、

太祖高皇帝は親しく大誥三編を製して人をして趨吉避凶の道を知らしめしが、頒行歳久しくして、民間にては因循廢弛せんことを慮る。爾宜しく申明すべし。よつて天下をして誦讀せしめ、鄉飲には講解すること舊のごとくならしめん。

とあつて、成祖の卽位當初に大誥三編の誦讀が行はれてゐなかつたことを傳へてゐるのであり、成祖永樂實錄卷十二下、洪武三十五年（惠帝建文四年・一四〇二）九月乙未の條には、成祖が木鐸老人の制度を復活したるを傳べ、永樂實錄卷三十三、永樂三年（一四〇五）三月丁丑の條にある洪堪の上言には、里甲內の小事件小犯罪は、洪武年間の敎民榜文によつて里甲老人が里長と共に裁判すべきことと、鄉飲酒の禮は時に行つて大誥及び律令を講讀せしむべきことなどを請うてゐる。これらによつて見るに、惠帝の建文年間（一三九九―一四〇二）には、悉く廢れ去つたものを、成祖になつて悉く復活せしめたやうである。しかしこれも一時的であつたらしく、第五代宣宗の宣德實錄卷八十六、宣德七年（一四三二）正月乙酉の條にある陝西按察僉事の林時の上言には、洪武年間に天下の邑里に設けられた申明・旌善の二亭は、今は多く毀廢し、又民間の小事件小犯罪も、老人達の裁きをうけないで上司に越訴する有樣であると述べて居り、次の第六代英宗の時にも、禮部志稿卷六十六、振飭申明旌善亭の條には、正統三年（一四三八）に廣西司主事の張淸らの上言として、廣西方面でも兩亭が全く荒廢してゐたと傳へてゐる。又木鐸老人についても英宗の正統實錄卷一百一、正統八年（一四四三）二月乙卯の條にある通州の知事魏復の上言には、この頃全く行はれてゐないと述べて居り、或は第十一代世宗の嘉靖実錄卷八十三、嘉靖六年（一五二七）十二月戊申の條にある詹事霍韜の上言には、この頃では學校の生員も民間の子弟も皆、大誥・律令・敎民榜文を讀まないと述べてゐる。

以上は防犯敎化制度實施の實狀であるが、形式上では申

明亭や旌善亭は地[1]方によつては矢張り嚴然として存在して居り、又[2]木鐸老人制も實施されてゐた。ただこれ等は實の無きもの、一地方的のものに過ぎなかつたのである。元來、里甲老人は顧炎武の天下郡國利病書卷八十七、浙江の永康縣の條に「本は役に非ずして、人が役を以て視るものに老人あり」とある如く、これは邑里の義務的な職役ではなく、從つて必ず引受くべき該當者が常に明かにされてゐた譯ではなかつた。强制的に命ずべきものではなく、自由意志によるものであつた。故に天下郡國利病書はこの所で「後、所在人に非ざるに因つて、有司は既に輕がるしくこれを遇す。ここに於いて耆老の有德者は、多く避けてなるを肯ぜず」と論じてゐる如く、適任者があつても强制的なものでないから、就任を肯ぜず、不適任なものが勢ひなるやうになるのであつた。かかる理由からしても、運營が宜しきを得なかつたのである。

註

① 例へば嘉靖四十三年に編纂された南寧府志卷二には、管下の各府縣治に申明旌善の兩亭があつたことを傳へて居り、その後である萬曆十三年に作られた開封府志卷八にも同樣に管下の各縣治に兩亭があつたことを傳へてゐる。

② 嘉靖十四年に編纂の山海關志卷五には、「木鐸老人、八名、嘉靖十四年主事葛公立」とあつて、嘉靖十四年（一五三五）頃に兵部職方司主事として山海關の警備に任じた葛守禮が、山海關で木鐸老人の制度を復活實施したことを傳へてゐる。

四　萬曆の更張と六諭の行方

以上の如き弛廢の狀態で、第十三代神宗が卽位して萬曆の世となつた。當時の詳細な狀況は、この頃の人である呂[1]坤の實政錄卷五鄉甲約や、萬曆實錄卷二百三及び禮部志稿卷四十五に見える萬曆十六年（一五八八）九月頃になされた禮部尙書の沈鯉らの十四ヶ條の上疏で明かにされてゐる。悉くの防犯敎化の機關は殆んど廢れ去つてゐたのである。これに代るものとして、地方によつては、民衆の手によつて自治的に造り上げられた鄉[2]約が既に實施されてゐた。

沈鯉らのなせる上疏は、政府としてはこの鄉約を善導すると共に、學校を興し、鄉飲酒の禮を効果的なものとし、木鐸老人を復活せよと請うたのであるが、これに対し朝廷では、實錄によると「上（神宗）は依つて議して行ふ」とあるから、この上疏を納れて實行にうつしたのである。木鐸老人についての上疏の內容は、

聖訓六言は、民俗を勸化するものにして、木鐸を設けて道路にとなへしものなり。則ち之を提撕警覺する所以のものなり。近年以來、この擧は久しく廢さる。まさに令を行ふこと無かるべけんや。各掌印官は舊制を査して復し、城市の坊廂、鄉村の集店には、木鐸老人を量り設け、その差役を免じて、朝暮に聖訓を宣諭せしめん。伏して聖裁を乞ふ。

と言ひ、鄉約については、

鄉約の設くるは、民を訓へる所以にして、即ち古の道德齊禮の遺意なり。有司たるものよく鼓舞するに術あらば、民は未だ善に勸めざる者はあらざるなり。宜しく所轄の地方に於いて、道里の遠近を酌量し、庵觀亭館の便に隨つて鄉約所を置き、皇祖の聖訓・大明律例を以て簡明ならしめて、その中に條示刊布し、即ち本里にて衆の推服する所の者一二人を擇んで以て約長となし、それをして里衆を督率し、勸め勉めて善をなさしめん。掌印の佐貳や教官は、古の阡陌を巡行するの意に倣つて、毎月一次、各所に分投し、衆を集めてすゝみ来らば、聖訓律例を聽講せしめて各々をして家喩り戸曉らしめん。講し畢らば、よつて約長をして本里の善をなし惡をなせし人、及びかつての改過自新・怙終不悛の者を擧げて衆に質し、果して異同なくんば、隨つて即ち簿籍に登記し、分別懲勸せん。もし果して年高く有德の者あらば、或は旌すに扁額を以てし、或はその雜役を免じ、或は申准してまさに上司にもとめて冠帶を給与し、身を榮して以て鼓舞を示さん。伏して聖裁を乞ふ。

と述べてゐる。これによつて見るに、この鄉約では特別に鄉約所を設けるのであつて、その制度の內容は旌善・申明二亭と里甲老人の制度に鄉飲酒の禮制を加味したものであつた。このやうな鄉約所が實際にこの時より以後に設けられたことは、萬曆嘉興府志卷二に、嘉善縣治・海塩縣治・桐鄉縣治では萬曆二十七年に、平湖縣治・崇德縣治では萬曆二十八年に、各知縣がこれを建てて、集民讀法の所となしたと傳へてゐることからしても明かである。

飜つて「孝順父母」以下の聖訓六言、即ち六諭はと見るに、これは本來は木鐸老人が唱へる言葉であるから、萬曆のこの場合にも木鐸老人が唱へるのは當然であらうが、鄉約に於いても上記の上疏中にある如く、この六諭が重んぜ

られるやうになつてゐた。而もこの頃、六諭は亦、碑[3]にも刻されて國内に廣く建てられてゐたもののやうである。それは萬曆實錄卷一百八十八、萬曆十五年（一五八七）七月辛亥の條にある懋檜の疏論中に「大明律、大明會典、及び皇祖臥碑」なる語が見え、又前記萬曆十六年になされた沈鯉らの疏言中の提調を督するの一條にも「學校を作興するに至つては、則ち勅諭臥碑の事理を遵照し、云云」の語がある。この臥碑とは清朝の世祖實錄卷六十三、順治九年（一六五二）二月庚戌の條にある「六諭臥碑文を八旗及び直隸の各省に頒行す」とあるその六諭臥碑に他ならぬものであらう。よつて從來の定說である六諭臥碑文は清朝の世祖順治帝の創製であるとする說は、當らないもののやうである。

以上の如くにして萬曆十五、六年頃には、六諭は鄉約でも、木鐸老人でも、又臥碑でも、各傳承强調されたものであつた。これらは明末に近い頃の有樣であるが、明末の人と思はれる六諭衍義の著者、范鋐の該書の序文には、

（前略）向には（六諭が）能く遐陬に遍かりしは、老人あつて閭里に木鐸たり、鄉約の長を設立する所以は、任至つて重ければなり。近來設ける所は寥々たり。卽ち設くるも、亦未だ遍く鄉村には及ぶ能はず。（中略）然りと雖も、六諭の講、木鐸の設は、皆當事者の任なり。余が言ふ可き所のものに非ず。余は窮鄉僻壤の長幼男婦が、竟にこれ等の紀綱法度のあるを知らざるを恐れ、余は急に六諭衍義を編該せんことを思ふ。云云。

とあつて、萬曆十六年の沈鯉らの上疏によつて復活更張された木鐸[4]老人や鄉約などの防犯教化の諸機關は、又もや明末には共に廢れ紊れてゐたと云ふ。この狀態のままで明朝は終つて清朝の時代に入るのであつた。

清初に於いても、明の太祖が制定した六諭は、特に世祖順治帝、聖祖康熙帝の重んずる所となつて、その頒布普及に力を致し、又范鋐の六諭衍義も世の人々に廣く讀まれるやうになつて、我が國へも琉球を經て八代將軍吉宗の時に傳來した。吉宗は六諭衍義の和訓を荻生徂徠に作らしめ、又これが和解を室鳩巢に作らしめて、弘く民間に普及するやうに努めた。その結果は國内の陬々にまで行き亙り、爾後各地で上梓されてその版本の種類も夥しい數に上つてゐる。出版の最後のものは明治四十五年（一九一二）四月、

宮城縣白石町菊池寅吉氏によつて發行された重版白石本六諭衍義大意であらう。尙ほこれ等のことは、白鳥博士還曆記念東洋史論叢所收の和田淸博士論文「明の太祖の敎育勅語に就いて」や、東恩納寬惇氏著六諭衍義傳（昭和十八年文一路社發行）にも論述されてゐるから、それ等の一讀を望む次第である。

これを要するに、明の太祖によつて創製された六諭は、明一代の間はその宣唱は弛廢がちであつたが、明末の神宗萬曆時代に、上敍の如く、種々な形で復興更張されて、その影響は范鋐などに及んで六諭衍義の著となり、淸初の盛況を見るに至り、これが更に琉球に傳つて遂に我が國に入つて、誕生地の中國以上に盛んに行はれるやうになつたのである。以上の明初から我が國までの傳承の間には、萬曆の復興更張と言ふことが、大いに役立つて居るものであらう。

註

① この鄉甲約の一文は、和田淸博士編支那地方自治發達史の附錄資料篇に載せられてゐる。

② 和田博士の前記論文及び編書を參照されたし。

③ BEFO, III に載せられてゐる故 Eduard Chavannes 氏が西安碑林中に發見した萬曆十五年十月の日附のある陝西茶馬御史鍾化民の建てた聖諭圖解は、この六諭臥碑の一種ではなからうか。

④ 東恩納氏がその著六諭衍義傳の頁一〇に於いて、明末に木鐸老人の制が尙ほ存してゐたのではなからうかと述べられてゐる木鐸老人とは、實にこの萬曆に復活された木鐸老人に外ならないであらう。

昭和二十六年 六月十九日稿了
昭和二十六年十一月二十九日補正
昭和二十七年 十月 七 日再訂

附記 本稿は初め「明代の防犯敎化機關について」と題して發表する豫定であつて、その旨を既に本稿の姉妹篇である藝林三ノ三所載拙稿「日唐の鄉飮酒の禮と貴族政治」の中に述べて置いた。然るにそれと類似の題名の小畑龍雄氏の論文が本誌に上記の如く發表されたので、ここに論題を本稿の如くに改めると共に、內容も若干改めて、今回發表することとなつたのである。

The Tradition of the Liu-yü (六諭) of T'ai-tsu (太祖) of Ming (明)

Shizuo Sogabe

Though Emperor T'ai-tsu of Ming issued the Liu-yü or Six Edicts for the purpose of crime prevention and moral education, it cannot be said to have been successful, failing to spread among the populace. Neverthless, a commentary of it, the Liu-yü-yen-i (六諭衍義), was written by Fan Hung (范鋐) in the closing days of Ming, and the early Emprors of Ch'ing (清), Shun-chih (順治) and K'ang-hsi (康熙) re-issued it. Further, it was introduced into Japan. The reason the Liu-yü was revived in the period from the end of Ming to the beginning of Ch'ing seems due to the policy of Emperor Shên-tsung (神宗) of Ming, who reinforced the older system of crime prevention and moral education about 1588 in accordance with Shên Li (沈鯉)'s memorial.